

平28福情答申第8号

平成29年1月23日

福岡市長 様

(こども未来局こども部こども家庭課)

福岡市情報公開審査会

会 長 田 邊 宜 克

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する異議申立てについて (答申)

福岡市情報公開条例の一部を改正する条例(平成28年福岡市条例第7号)による改正前の福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第2項の規定に基づき、平成28年1月12日付こ家第552号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

「児童扶養手当受給資格者名簿の作成日について、受給資格喪失後に作成可能な根拠となる文書」の非公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「児童扶養手当受給資格者名簿の作成日について、受給資格喪失後に作成可能な根拠となる文書」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第2 異議申立ての趣旨及び経過

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、平成27年12月18日付けで実施機関が異議申立人に対して行った本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 異議申立ての経過

(1) 平成27年12月16日、異議申立人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。

(2) 平成27年12月18日、実施機関は本件対象文書が存在しないことを理由に、条例第11条第2項の規定により非公開決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

(3) 平成28年1月6日、異議申立人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人及び実施機関の主張等の要旨

1 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書にて、区保健福祉センターから郵送された児童扶養手当受給資格者名簿は、受給資格喪失後に作成されたものである為、違法不当であると主張している。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成28年7月20日の当審査会第2部会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、異議申立人の主張によると、「児童扶養手当受給資格者名簿の作成日について、受給資格喪失後に作成可能な根拠となる文書」である。

(3) 処分庁が本件決定を行うに至った理由

ア 「児童扶養手当受給資格者名簿」（以下「名簿」という。）は、福岡市が児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給等を行うために保有している受給資格者情報を記録したものであり、具体的には、受給資格者の氏名・生年月日・住所、支給開始年月、支給対象児童の氏名・生年月日、所得状況、支給区分、支給状況等が記録されている。

イ 名簿は、「福岡市児童扶養手当システム」（以下「システム」という。）から帳票（紙）で出力（印刷）されるが、右肩に帳票を作成した日として、「出力した日」が表記される（例えば、平成28年2月23日に名簿を出力した場合は、右肩に「平成28年2月23日作成 福岡県福岡市」と表記される。）。

また、名簿は、児童扶養手当の受給資格が喪失した後であっても、文書の保存期間までは出力が可能であり、出力した場合は同様に「出力した日」が表記される。

ウ したがって、本市における名簿の「作成日」に記載されてある年月日の意味するところは「出力した日」であり、「受給資格者情報自体を生成した日や内容に変更等を加えた日」ではないため、名簿の作成日が出力した日であることを明記している書類は存在しない。

よって、実施機関としては、本件請求にかかる対象文書を保有していないため、本件決定を行ったものである。

第4 審査会の判断

上記の異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

(1) 異議申立人の主張から判断するに、異議申立人が公開を求める文書は、児童扶養手当の受給資格喪失後の日付が帳票の右肩に表記されている名簿を実施機関が作成することを可能とすることに言及した文書ないしは当該名簿が作成されていることを説明した文書であると解される。

そして、実施機関は、異議申立人の主張にある「作成」の解釈については、名簿をシステムから帳票（紙）として出力することを「作成」と解釈し、名簿の作成日が出力した日であることを明記している書類を本件対象文書として存否を検討し、本件処分を行っていた。

(2) 以下、実施機関が児童扶養手当の受給資格喪失後の日付が帳票の右肩に表記されている名簿を「作成」することが可能とすることに言及した文書ないしは当該名簿が作成されていることを説明した文書の存否について検討することとする。

2 本件対象文書の存否について

(1) 当審査会において、実施機関に確認したところ、名簿は「福岡市児童扶養手当システム」から帳票（紙）で出力され、その帳票の右肩に、「帳票を作成した日」として、「出力した日」が表記されるとのことであった。例えば、平成28年2月23日に名簿を出力した場合、帳票の右肩に「平成28年2月23日作成 福岡県福岡市」と表記されるとのことであった。

そして、名簿については、通常、実施機関が事務を遂行する際に受給資格者の最新の情報を共有するために実施機関内部で用いており、市民に送付や配付をするためのものではないとのことであった。なお、受給資格喪失後も5年間は出力可能とのことであった。

(2) よって、当審査会としては、名簿をシステムから帳票（紙）として出力することを「作成」と解釈した上で本件対象文書は存在しないという実施機関の主張に不自然な点は認められず、また、本件対象文書を所持していることをうか

がわせる事情も認められないことから、実施機関が本件対象文書の不存在を理由に非公開とした本件決定は妥当と判断するものである。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年1月12日	実施機関からの諮問
平成28年2月23日	実施機関が弁明意見書を提出
平成28年7月20日（第2部会）	実施機関からの意見聴取
平成28年11月28日（第2部会調査手続）	審議
平成29年1月23日（第2部会）	審議

第6 答申に関与した委員

田邊宜克，北坂尚洋，勢一智子，錦谷まりこ